

レターパック同封前に、FAX送信(050-6875-5168)お願い致します。



行政書士業務委任依頼書

車庫証明申請書類と、
一緒に送付してください。

見 本

202×年 ○月 ○日

委任者

住所
氏名

ご記入 又は
ゴム印を押印ください。



上記委任者(以下「甲」という。)と受任者行政書士山崎義満(以下「乙」という。)は、以下のとおり委任契約を締結する。乙は、「民法」、「行政書士法」、その他法令を遵守し、早期に甲のため最善の結果を獲得することを目指し、甲は、乙の業務遂行に協力する。

第1条 委任業務の範囲	1. 依頼の内容：甲は乙に 申請者住所 名古屋市熱田区○○町○○番○○号 申請者氏名 ○○○○ ご記入ください。 上記申請者の自家用自動車の保管場所証明(車庫証明)に係る次の業務を依頼する。 管轄警察署への申請書類の提出 管轄警察署での申請書類の受領 に、関する一切の業務
第2条 報酬の額	甲は乙へ次のとおり金員を支払うものとする。 1. 精算金 金 円(請求書受領後1週間以内)
第3条 支払条件	報酬の支払いは、銀行口座振込とする。 (振込先)三菱UFJ銀行 金山支店 (普通) 0280241 口座名義：令和行政書士事務所山崎義満 (レイワキョウセイシヨウジノムシヤマサキヨシミツ)
第4条 資料の提示	委任業務の処理に必要な書類、その他の資料については甲が提示(提供)するものとする。
第5条 特約事項	1. 委託業務以外の業務が生じた場合には、甲・乙協議するものとする。 2. 申請者の本人・保管場所の確認は、甲の責任の下において行い、保管場所に関しては、乙が現地確認を行うものとする。申請内容に虚偽等があった場合は、甲が一切の責任を負うものとする。 3. 乙は、申請者、保管場所に関して、疑義等が生じた場合は、本委任業務を辞任できるものとする。
以上の内容を甲・乙双方十分理解した証として本書を作成し、双方記名(または署名)・捺印の上、甲が本通写しを、乙が本通を、所持するものとする。 (乙：受任者)住所 愛知県名古屋市熱田区一番二丁目35番2号 事務所名 令和行政書士事務所 氏名 行政書士 山崎義満 印	

レターパック同封前に、FAX送信（050-6875-5168）お願い致します。



行政書士業務委任依頼書

年 月 日

委任者

住所

氏名

印

上記委任者(以下「甲」という。)と受任者行政書士山崎義満(以下「乙」という。)は、以下のとおり委任契約を締結する。乙は、「民法」,「行政書士法」,その他法令を遵守し、早期に甲のため最善の結果を獲得することを目指し、甲は、乙の業務遂行に協力する。

第1条 委任業務の範囲	1. 依頼の内容：甲は乙に 申請者住所 申請者氏名 上記申請者の自家用自動車の保管場所証明(車庫証明)に係る次の業務を依頼する。 管轄警察署への申請書類の提出 管轄警察署での申請書類の受領 に、関する一切の業務
第2条 報酬の額	甲は乙へ次のとおり金員を支払うものとする。 1. 精算金 金 円(請求書受領後1週間以内)
第3条 支払条件	報酬の支払いは、銀行口座振込とする。 (振込先)三菱UFJ銀行 金山支店 (普通) 0280241 口座名義：令和行政書士事務所山崎義満 (レイギョウセイシヨウジムシヨヤマザキヨシツ)
第4条 資料の提示	委任業務の処理に必要な書類、その他の資料については甲が提示(提供)するものとする。
第5条 特約事項	1. 委託業務以外の業務が生じた場合には、甲・乙協議するものとする。 2. 申請者の本人・保管場所の確認は、甲の責任の下において行い、保管場所に関しては、乙が現地確認を行うものとする。申請内容に虚偽等があった場合は、甲が一切の責任を負うものとする。 3. 乙は、申請者、保管場所に関して、疑義等が生じた場合は、本委任業務を辞任できるものとする。
以上の内容を甲・乙双方十分理解した証として本書を作成し、双方記名(または署名)・捺印の上、甲が本書写しを、乙が本書を、所持するものとする。 (乙：受任者) 住所 愛知県名古屋市中熱田区一番二丁目35番2号 事務所名 令和行政書士事務所 氏名 行政書士 山崎義満 印	